

こしば新聞

令和6年11月7日(木) 64号



【お問い合わせ先】

自由民主党
東京都品川区第三十四支部
〒140-0014

品川区大井 5-6-2-101

☎ 090-6106-2272

※ご希望の方には新聞をお届け致しますので、ご連絡願います。



ご相談や区政へ
のご意見をお聞
かせ下さい。
☎ ゼヒラインも

一般質問

去る9月下旬から10月中旬
にかけて品川区議会では
定例会が行われました。定例
会の二日目、私は一般質問に
立ちました。



一般質問では①年齢によつて
公的補助の対象外となる難治
性疾患について②高齢者の居
住支援について③終活に向け
た支えについて④人の終焉は
公益なものについて取り上げ
ました。以下質疑、答弁の要
旨です。

難治性疾患

① こしば) 難治性疾患の一
つである**1型糖尿病**。この
病気は原因不明の病気で
あり罹患すると生涯にわ
たり血糖値を測定し、毎
日注射するか又は自動型
ポンプによるインスリンの
補充をし続ける以外に治
療法はないとされている
病気です。
小児で罹患する人もいて
病気の名前が糖尿病であ

ることから、からかわれ時
にはいじめの対象になる
こともあると言われてい
ます。そこで難治性疾患
の確かな理解を広めてい
く取組みや見解について
伺いました。

以下、品川区の答弁
本年10月から児童相談
所の開設に伴い、これまで
都が行ってきた小児慢性
特定疾病医療費助成制
度が区の事業となるため、
これらの難治性疾患につ
いてHPなどを活用した
区民への周知、理解促進
に努めていく。

品川區)
難治性疾患は専門性の高
い医療機関が広域で対応
しており費用助成につい
ても広域で対応する必要
があると考えます。小児慢
性特定疾病から国の指定
難病医療費助成制度への
移行は、指定要件の違い
からスムーズに移行でき
ない疾患があるとして、国
の審議会で検討されてい
る。この検討状況を注視
していく。

居住支援について

高齢者が住み慣れた住処を
転出しなければならぬ事情
がある。しかしなかなか受け
入れてくれる賃貸住宅は少

なく断られるケースが多い。
かねてから不動産事業者から
は高齢者を含む住宅要配慮
者の居住支援サポートを拡
大してもらいたいとの要望を
会派で頂いた。まずは居住支
援をサポートする法人の設立
と住宅要配慮者が亡くなった
場合に賃貸人が負担すること
もある残置物処理にかかる費
用負担の補助を検討願いたい。
品川區)区内の複数事業者に
対し、法人の指定に向けた検
討を行ってもらっている。引き
続き指定申請窓口の東京都
と協議を行っていく。居室の
現状回復費用などに適用で
きる保険について検討してい
る。

終活支援

葉隠をご存じでしょうか。江戸時代の元禄文化が華やかな頃、九州の鍋島藩士であった山本常朝が、武士の道を説いた書物です。この葉隠れの代名詞ともいえる言葉があります。

「生きるとは死ぬことと見つけたら」

むやみやたらに死に急ぐことを貴ぶ教えではなく、朝に夕に死を覚悟してその日その日を生ききるのが武士であると教えたのが葉隠です。私はこの

葉隠れを通じて、現代の終活支援がまさにこの言葉を表しているのではないかと思ひ質疑しました。横須賀市ではエンディングプラン・サポート事業といまして対象者をかなり限定した終活支援を行っています。この事例を紹介した形で品川区でもオリジナルのエンディングノートの発行やプランをご本人と連携してつくりだしていくよう検討願いました。

品川区)品川区の社会福祉協議会と連携して終活支援を

行っている中で「意思決定支援ライフプランノート」を活用している。引き続き周知に努めていく。

火葬代が高騰する民間火葬場

都内に展開している民間火葬場の火葬代が高騰している状況が続いています。その原因が我が国の資本ではなく、中国資本が強く影響を及ぼしていること知りこのまま見過ごすわけにはいかずこの度一般質問致しました。

こしは)現在23区では9つの火葬場があります。そのうち7つは民営の火葬場。残り二つは都営が一つ、大田区、目黒区、港区、世田谷区そして品川区が運営する臨海斎場があります。本区では民営の桐ヶ谷斎場があり、八潮に近い大田区東海には公営の臨海斎場がある。そして臨海斎場を利用する区民の割合は、おおよそ区内で亡くなる方の45%。一方でその他の55%の方は桐ヶ谷斎場で火葬されます。全国には火葬場が1467か所に点在している。その

うちの99%が公営施設。わずか10か所が民営であり、そのうちの7か所が東京に集中しています。いかに火葬場は公益性が高いものかが分かります。さらに墓地、埋葬等に関する法律でも第一条では「火葬場の管理および埋葬などが公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」(一部抜粋)と明記していることから公益性の高さが明々白々となります。

しかし都内では立地の確保が難しかったことから明治時代に都内の火葬場を民間事業者が一手に引き受けてきた歴史がありました。しかし最近では火葬場を運営する会社の親会社に中国系の資本が筆頭株主として台頭したことで経営体制が大きく変化しています。その変化により、火葬代が値上がりしてきました。

火葬は本来であれば公益性の高い事業です。特別区長会は厚生労働大臣に緊急の要望を8月27日に提出しました。要望の内容は、火葬場は国民生活に必要なものであ

り公共的な施設であることからその経営においては永続性・非営利性が確保される必要があること。墓地・埋葬などに関する成立前から民間企業が火葬業を営んでいた特異な経緯があり、現在に至っていること。その場合であっても火葬場の経営が営利目的のためにゆがめられてはならない。(途中略)火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合にはほかの事業との経理・会計を明確に区分し収支の透明性、非営利性が確保されている旨、許可権者へ示す義務について法の規定化を要請されました。

6区が合同で調査確認を実施しました。区ではこの調査結果を踏まえ墓地、埋葬などに関する法律に基づき23区に連携により確認を行っております。しかしながら現行法においては火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合の収支の透明性・非営利性の確保に関する明確な規定がなく、公益性の判断が難しいことから許可権者である特別区がこれらを確保できるよう区長会から厚生労働大臣に緊急に要望を出すに至ったものです。品川区としましては区長会の一員としてまた当該火葬場の所在区として公衆衛生その他の公共の福祉の見地から墓地、埋葬等に関する法律によって火葬場の適切な経営・管理が担保される必要があると考えます。

品川区長答弁)区内の桐ヶ谷斎場などを運営する民間事業者に対してはこれまでも区長会から火葬料金等の改定や火葬場の経営・管理について要望を出してきました。また令和4年度には当該企業の火葬場がある

以上が私の一般質問の質疑と答弁の要旨となります。今回質問した難治性疾患の公的補助に向けてはこれからも取り組んで参ります。火葬場高騰の問題等はこれからも注目していきます。(了)